

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	合併協議会設置請求代表者証明書の交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 1 条第 2 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 1 条第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>合併協議会の設置を請求しようとする代表者から、合併協議会設置請求書を添えて、代表者証明書の交付の申請があったときは、町長は、直ちに、選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	投票実施請求代表者証明書の交付
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 13 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 13 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 投票実施請求代表者証明書を交付する要件は、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	同一請求代表者証明書の交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 27 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第 27 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律施行令第 26 条第 2 項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から 7 日以内に、同一請求代表者から当該合併協議会設置同一請求書を添えて、同一請求代表者証明書の交付の申請があったときは、町長は、直ちに、選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告する。</p> <p>また、都道府県知事からすべての同一請求関係市町村の長から同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であった旨の通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告する。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日